

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇告 示 遊漁規則の認可

告 示

鳥取県告示第九百五十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第一項の規定に基づき、第五種共同漁業の免許を受けた者の定めた遊漁規則を昭和五十八年九月十九日次のとおり認可したので、同条第七項の規定により告示する。

昭和五十八年十一月四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 漁業権者の住所及び名称

八頭郡河原町大字長瀬二八

千代川漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第一号

3 遊漁規則の内容

(一) 目的

この規則は、千代川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第一号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（あゆ、こい、にじます、やまめ、あまご（さく河性のものを含む。）及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(二) 遊漁の承認及び遊漁料の納付義務

(1) 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならないものとする。

(2) (1)による申請は、さお釣り、手釣り、やす、徒手採捕又はとも網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具又は漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、行わなければならないものとする。

(3) 組合は(1)による申請があつたときは、さお釣り、手釣り、やす、徒手採捕又はとも網による遊漁の場合には(2)の場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若し

漁具又は漁法	統 数 又 は 規 模
や す	人力以外の動力を使用してはならない。
た も 網	下 網目五ミリメートル以上。網口の最大一メートル以

くは組合員若しくは他の遊漁者(1)の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は(出)の場合を除き、(1)の承認をするものとする。

(4) (1)の承認を受けた者は、直ちに、(出)の遊漁料を(入)の方法により組合に納付しなければならないものとする。

(三) 漁具又は漁法の制限

(1) 次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法による遊漁は行つてはならないものとする。

ア さお釣り及び手釣り
 イ やす
 ウ 徒手採捕
 エ たも網
 オ 投網
 カ 鵜川
 キ 四つ手網
 ク 川舟

(2) 次の表の上欄に掲げる漁具又は漁法による遊漁は、同表下欄に掲げる統数又は規模の範囲内で行つてはならないものとする。

投 網	網目一センチメートル以上
四つ手網	一人一統
鵜 川	一人一統。従事者は6人以内
川 舟	いかり網の長さ五十メートル以内の無動力船に限る。

四 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表下欄に掲げる期間内で行つてはならないものとする。

魚 種	期 間
あ ゆ	六月一日から九月二十五日まで及び十一月一日から翌年一月三十一日まで
こ い	一月一日から五月十四日まで及び六月十五日から十二月三十一日まで
にじます、やまめ、あまご(さく河性のものを除く。)及びいわな	三月一日から九月三十日まで
あまご(さく河性のものに限る。)	一月一日から五月三十一日まで

(五) 禁止区域

四にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表下欄の期間中は、遊漁を行つてはならないものとする。

禁 止 区 域	禁 止 期 間
八頭郡智頭町大字智頭字上市場におけるかんがい用えん堤上流端から上流三十メートル、下流五十メートルの区域	一月一日から 十二月三十一日まで
八頭郡智頭町大字市瀬字鳥巢におけるかんがい用えん堤上流端から上流十メートル、下流五十メートルの区域	
八頭郡智頭町大字市瀬字関屋におけるかんがい用えん堤上流端から上流十メートル、下流四十メートルの区域	
八頭郡用瀬町大字安蔵におけるかんがい用えん堤上流端から上流十メートル、下流六十メートルの区域	
八頭郡若桜町大字樋戸前における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流十八メートル、下流百八十メートルの区域	
八頭郡八東町大字島における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流二十メートル、下流百五十メートルの区域	
八頭郡八東町大字安井宿における中国電力株式会社設置の放水路及びその上流堤から上流五十メートル、下流百メートルの区域	
八頭郡河原町大字八日市におけるかんがい用えん堤上流端から上流三十メートル、下流五十メートルの区域	
八頭郡河原町大字曳田字丸山における大井手かんがい用えん堤上流端から上流五十メートル、下流百メートルの区域	
八頭郡河原町大字片山におけるかんがい用えん堤上流端から上流五十メートル、下流百メートルの区域	
鳥取市源太における鳥取市設置の水管橋下流端から下流千八百メートルの区域	四月一日から 六月三十日まで
鳥取市秋里における潮止めえん堤上流端から上流三十メートル、下流五十メートルの区域	一月一日から 十二月三十一日まで
鳥取市源太における鳥取市設置の水管橋下流端から下流千八百メートルの区域	九月二十六日 から十一月十日 日まで
鳥取市秋里における潮止めえん堤上流端から上流三十メートル、下流五十メートルの区域	五月三十一日 日まで

六 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、同表下欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならないものとする。

魚 種	大 小
こい、にじます、やまめ、あまご(さく河性 のものを含む。)及びいわな	全長十五センチメ ートル以下

(七) 遊漁料の額

(1) 遊漁料の額は、次のとおりとするものとする。

川 舟	年 間	遊 漁 料	
		期 間	遊 漁 料
四 っ 手 網	年 間	年 間	遊 漁 料
		日 限 り	遊 漁 料
鵜 川	年 間	年 間	遊 漁 料
		日 限 り	遊 漁 料
投網(さお釣り等に併用 することができぬ。)	年 間	年 間	遊 漁 料
		日 限 り	遊 漁 料
川 舟	年 間	年 間	遊 漁 料
		日 限 り	遊 漁 料
四 っ 手 網	年 間	年 間	遊 漁 料
		日 限 り	遊 漁 料
鵜 川	年 間	年 間	遊 漁 料
		日 限 り	遊 漁 料
投網(さお釣り等に併用 することができぬ。)	年 間	年 間	遊 漁 料
		日 限 り	遊 漁 料
川 舟	年 間	年 間	遊 漁 料
		日 限 り	遊 漁 料

(2) (1)にかかわらず、さお釣り等による場合であつて、次の表の上欄に掲げる者が遊漁する場合の遊漁料は、同表下欄に定めるものとする。

区 分	遊 漁 料
小学生以下の者及び七十歳以上の者	無 料
中学生	年 間 一、〇〇〇円
身体障害者(手帳所持者に限る。)	年 間 一、五〇〇円

(3) (1)及び(2)にかかわらず、(4)の方法により納付するときは、(1)及び(2)の額の倍額を納付しなければならないものとする。

Ⅳ 遊漁料の納付方法

(1) 遊漁料は、千代川漁業協同組合事務所(八頭郡河原町大字長瀬二八)又は別に公示する場所において納付しなければならないものとする。

(2) (1)にかかわらず遊漁料は、遊漁する場所において漁場監視員に納付することができるものとする。

Ⅴ 遊漁承認証に関する事項

(1) 組合は、(1)の承認をしたときは、次の様式による遊漁承認証(以下「承認証」という。)を交付するものとする。

裏 表

注 意 事 項

- (2) 遊漁者は、遊漁をするときは、承認証を携帯しなければならないものとする。
- (3) 承認証は、他人に貸与してはならないものとする。

No

遊 漁 承 認 証

下記のとおり遊漁を承認します。

遊 漁 者	住 所
	氏 名 年 令

承認期間

魚 種

漁具、漁法

遊 漁 区 域

発行年月日

発 行 者

千代川漁業協同組合 印

(4) 遊漁者は、漁場監視員の要求があつたときは、承認証を提示しなければならないものとする。

(H) 遊漁に際し守るべき事項

(1) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならないものとする。

(2) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならないものとする。

(3) 遊漁者は、鳥取市源太における鳥取市設置の水管橋下流端から下流千八百メートルの区域においては、川底を撈はんしてはならないものとする。

(出) 漁場監視員

(1) 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができるものとする。

(2) 漁場監視員は、次の様式による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

表

No

漁 場 監 視 員 証

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。

住 所
氏 名
年 令

有効期間
発行年月日
発 行 者

千代川漁業協同組合 印

裏

注 意 事 項

(H) 違反者に対する措置

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる。

ものとする。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

4 遊漁規則の施行の日

昭和五十八年九月十九日

二 漁業権者の住所及び名称

倉吉市魚町二五二九

天神川漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第二号

3 遊漁規則の内容

(一) 目的

この規則は、天神川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第二号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつている水産動物（あゆ、こい、にじます、やまめ、あまご（さく河性のもを含む。）及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(二) 遊漁の承認及び遊漁料の納付義務

(1) 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、

組合に申請してその承認を受けなければならないものとする。

(2) (1)による申請は、さお釣り、手釣り、やす、徒手採捕又はたも

網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具又は漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認

申請書を提出して、行わなければならないものとする。

(3) 組合は(1)による申請があつたときは、さお釣り、手釣り、やす、

徒手採捕又はたも網による遊漁の場合には(4)の場合を除き、その

他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若し

くは組合員若しくは他の遊漁者(1)の承認を受けた者をいう。以

下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められ

る場合又は(4)の場合を除き、(1)の承認をするものとする。

(4) (1)の承認を受けた者は、直ちに、(4)の遊漁料を(4)の方法により

組合に納付しなければならないものとする。

(三) 漁具又は漁法の制限

(1) 次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法による遊漁は行つ

てはならないものとする。

ア さお釣り及び手釣り

イ やす

ウ 徒手採捕

エ たも網

オ 投網

カ 鵜川

キ 川舟

(2) 次の表の上欄に掲げる漁具又は漁法による遊漁は、同表下欄に

掲げる統数又は規模の範囲内で行つてはならないもの

と

すること。

四 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表下欄に掲げる期間内で行つてはならないものとする。

漁具又は漁法	統 数 又 は 規 模
や す	人力以外の動力を使用してはならない。
投 網	網目二センチメートル以上
鵜 川	一人一統。従事者四人以内
川 舟	無動力船に限る。

四 禁止区域

(1) 四にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表下欄に掲げる期間中は、遊漁を行つてはならないものとする。

魚 種	期 間
あ ゆ	六月一日から九月二十五日まで及び十一月一日から翌年一月三十一日まで
こ い	一月一日から五月十四日まで及び六月十五日から十二月三十一日まで
にじます、やまめ、あまご(さく河性のものを除く。)及びいわな	三月一日から九月三十日まで
あまご(さく河性のものに限り。)	一月一日から五月三十一日まで

禁 止 区 域

東伯郡三朝町大字中津における鳥取県設置の中津ダムから上流の湛水区域	禁止期間
東伯郡三朝町大字大柿字東塚における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流十八メートル下流百八十メートルの区域	一月一日から十二月三十一日まで
倉吉市下余戸における郡山えん堤下流端から下流二十メートルの区域	十二月三十一日まで
倉吉市田内における鳥取県設置の羽合用水えん堤下流端から下流三十メートルの区域	
倉吉市三明寺における北条用水えん堤下流端から下流二十メートルの区域	
東伯郡羽合町大字長瀬字四の浜根荒神二六(二)ノ一原野地先(天神川本流右岸)と同地点から真方位二百六十度の線と対岸との交点とを結んだ線から下流の区域	二月一日から六月三十日まで及び九月二十六日から十月十日まで

(2) 次の表の上欄に掲げる漁法については、同表中欄に掲げる区域において同表下欄に掲げる期間中は、遊漁を行つてはならないものとする。

漁 法	禁 止 区 域	禁 止 期 間
投 網	三徳川(その支流を含む。)のうち小鹿川の三徳川への合流点から上流の区域 小鹿川(その支流を含む。)	禁止期間
	加茂川(その支流を含む。)のうち東伯郡三朝町大字鎌田地内の吉尾橋上流端から上流の区域 加谷川(その支流を含む。)	一月一日から十二月三十一日まで

（六） 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、同表下欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならないものとする。

天神川（その支流を含む。）のうち加谷川の天神川への合流点から上流の区域	小鴨川（その支流を含む。）のうち東伯郡関金町大字堀地内の堀橋上流端から上流の区域
-------------------------------------	--

魚 種	大 小
こい、にじます、やまめ、あまこ（さく河性のものを含む。）及びいわな	全長十五センチメートル以下

（七） 遊漁料の額

（1） 遊漁料の額は、次のとおりとするものとする。

漁具又は漁法	期 間		遊 漁 料	
	年 間	一 日 限 り	県 内 者	県 外 者
さお釣り、手釣り、徒手採捕及びたも網（以下「さお釣り等」という。）	年 間	一 日 限 り	三、〇〇〇円	六、〇〇〇円
やす（さお釣り等に併用することができ。）	年 間	一 日 限 り	二、〇〇〇円	一、〇〇〇円
投網（さお釣り等に併用することができ。）	年 間	一 日 限 り	七、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
鵜 川	年 間	一 日 限 り	五、〇〇〇円	五、〇〇〇円

（2） (1)にかかわらず、さお釣り等又はやすによる場合であつて、次の表の上欄に掲げる者が遊漁する場合の遊漁料は、同表下欄に定めるものとする。

川 舟	年 間	一 隻 に つ き 三 〇、〇〇〇 円
区 分	遊 漁 料	
小学生以下の者及び七十歳以上の者	無 料	
中学生	年 間	一、〇〇〇円
身体障害者（手帳所持者に限る。）	年 間	一、五〇〇円

（八） 遊漁料の納付方法

（1）及び（2）にかかわらず、（八）の（2）の方法により納付するときは、（1）及び（2）の額の倍額を納付しなければならないものとする。

（1） 遊漁料は、天神川漁業協同組合事務所（倉吉市魚町二五二九）又は別に公示する場所において納付しなければならないものとする。

（2） (1)にかかわらず遊漁料は、遊漁する場所において漁場監視員に納付することができるものとする。

（九） 遊漁承認証に関する事項

（1） 組合は、（二）の承認をしたときは、次の様式による遊漁承認証（以下「承認証」という。）を交付するものとする。

裏

表

- (2) 遊漁者は、遊漁をするときは、承認証を携帯しなければならぬものとする。
- (3) 承認証は、他人に貸与してはならないものとする。

注 意 事 項

No.	
遊 漁 承 認 証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
記	
遊 漁 者	(住所)
	(氏名) (年齢)
承認期間	
魚 種	
漁具漁法	
遊漁区域	
遊 漁 料	
発行者 天神川漁業協同組合 ㊤	

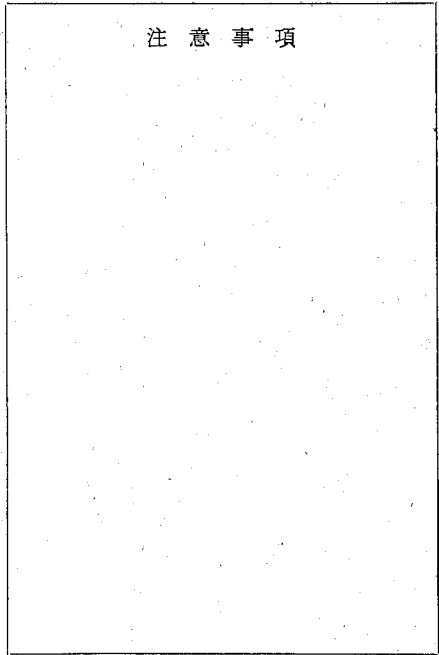
表

No.	
漁 場 監 視 員 証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
(氏名)	
(住所)	(年齢)
有効期間	
発 行 者	
天神川漁業協同組合 ㊤	

- (4) 遊漁者は、漁場監視員の要求があつたときは、承認証を提示しなければならないものとする。
- (+) 遊漁に際し守るべき事項
- (1) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならないものとする。
- (2) 遊漁者は、遊漁に際しては、遊漁道義の高揚を重んじ、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならないものとする。
- (+) 漁場監視員
- (1) 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができるものとする。
- (2) 漁場監視員は、次の様式による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

裏

注 意 事 項



(四) 違反者に対する措置

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができるものとする。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

4 遊漁規則の施行の日

昭和五十八年九月十九日

三 1 漁業権者の住所及び名称

米子市熊党三三三一一

日野川水系漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第三号

3 遊漁規則の内容

(一) 目的

この規則は、日野川水系漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第三号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（あゆ、こい、にじます、やまめ、あまご（さく河性のものを含む。）及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(二) 遊漁の承認及び遊漁料の納付義務

(1) 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、

組合に申請してその承認を受けなければならないものとする。

(2) (1)による申請は、さお釣り、手釣り、徒手採捕（以下「手押」という。）たも網又は投網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具又は漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、行わなければならないものとする。

(3) 組合は(1)による申請があつたときは、さお釣り、手釣り、手押たも網、又は投網による遊漁の場合には(二)の場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者(1)の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は(二)の場合を除き、(1)の承認をするものとする。

(4) (1)の承認を受けた者は、直ちに、(二)の遊漁料を(四)の方法により組合に納付しなければならないものとする。

(三) 漁具又は漁法の制限

(1) 次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法による遊漁は行つてはならないものとする。

ア さお釣り及び手釣り

イ 手押

ウ たも網

エ 投網

オ 地びき網

カ 張り網

キ 川舟

ク いかだ(これに類するものを含む。以下同じ。)

(2) 次の表の上欄に掲げる漁具又は漁法による遊漁は、同表中欄に掲げる規模の範囲内において、同表下欄に掲げる期間内でなければならぬものとする。

漁具又は漁法	規 模	期 間
たも網	網目二センチメートル以上	一月一日から十二月三十一日まで
投網	網目二センチメートル以上	一月一日から十二月三十一日まで
張網	網目六センチメートル以上	十一月一日から翌年三月三十一日まで
地びき網	網目六センチメートル以上	十一月一日から翌年三月三十一日まで
川舟	総トン数一トン以下無動力船に限る。	八月一日から翌年六月三十日まで

(四) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表下欄に掲げる期間内でなければ行つてはならないものとする。

い か だ	魚 種	期 間
	あ ゆ	六月一日から九月二十五日まで及び十一月一日から翌年一月三十一日まで
	にじます、やまめ、あまご(さく河性のものを除く。)及びいわな	三月一日から九月三十日まで
	あまご(さく河性のものに限り。)	一月一日から五月三十一日まで

八月一日から翌年六月三十日まで

(五) 禁止区域

(四)にかかわらず、次の表の上欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表下欄に掲げる期間中は、遊漁を行つてはならないものとする。

禁 止 区 域	禁 止 期 間
日野郡江府町大字河崎字日住における中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流十八メートル、下流三百六十メートルの区域	一月一日から十二月三十一日まで
日野郡江府町大字佐川における中国電力株式会社設置のえん堤(旭えん堤)上流端から上流十八メートル、下流三百六十メートルの区域	十二月三十一日まで
日野郡江府町大字佐川における中国電力株式会社設置のえん堤(佐川えん堤)上流端から上流十八メートル、下流八十メートルの区域	

西伯郡岸本町大字吉定におけるかんがい用えん堤(五千石えん堤)上流端から上流三十メートル、下流百六十メートルの区域	一月一日から五月三十一日まで
米子市古豊における千米川えん堤(米子市観音寺側を含む。)上流端から上流三十六メートル、下流三百六十メートルの区域	二月一日から六月三十日まで
米子市観音寺における鳥取県設置のかんがい用えん堤上流端から上流十八メートル、下流百八十メートルの区域(法勝寺川)及び日野川本流との取入水路	及び九月二 十六日から十 一月十日まで
米子市皆生字中野浪新田八六二一二(日野川本流左岸)と同地点から真方位百十度の線と対岸との交点とを結んだ線から下流の区域	

全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、同表下欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならないものとする。

魚 種	大 小
こい、にじます、やまめ、あまご(さく河性のものを含む。)及びいわな	全長十五センチメートル以下

遊漁料の額

(1) 遊漁料の額は、次のとおりとするものとする。

漁具又は漁法	期 間		遊 漁 料
	年 間	一 日 限 り	
さお釣り及び手釣り	県内者	三、〇〇〇円	二、〇〇〇円
	県外者	六、〇〇〇円	
	県内者	一、〇〇〇円	二、〇〇〇円
	県外者	二、〇〇〇円	

(2) (1)にかかわらず、さお釣り又は手釣りによる場合であつて、次の表の上欄に掲げる者が遊漁する場合の遊漁料は、同表下欄に定めるものとする。

川舟及びいかだ	年 間	年 間	一 日 限 り	
			県内者	県外者
張り網及び地びき網	年 間	年 間	一、五〇〇円	四、〇〇〇円
川舟及びいかだ	年 間	年 間	五〇、〇〇〇円	一、五〇〇円
	年 間	年 間	一、五〇〇円	四、〇〇〇円
	年 間	年 間	一、五〇〇円	四、〇〇〇円

遊漁料の納付方法

(3) (1)及び(2)にかかわらず、(1)の(2)の方法により納付するときは、(1)及び(2)の額の倍額を納付しなければならないものとする。

区 分	遊 漁 料
小学生以下の者及び七十歳以上の者	無 料
中学生	年 間 五〇〇円
身体障害者(手帳所持者に限る。)	年 間 一、〇〇〇円

(1) さお釣り、手釣り、たも網又は投網の遊漁による場合には、日野川水系漁業協同組合事務所(米子市熊党三三三一。以下事務所という。)及び別に公示する場所において、その他の場合には、事務所において納付しなければならないものとする。

(1)にかかわらず、遊漁する場所において漁場監視員に納付する

表

<p>No. 遊 漁 承 認 証</p> <p>下記のとおり遊漁を承認する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">遊漁者</td> <td style="width: 85%; padding: 5px;">住所</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;">氏名 年令 ()</td> </tr> </table> <p>承認期間</p> <p>魚 種</p> <p>漁具漁法</p> <p>遊 漁 料</p> <p style="margin-top: 20px;">発行者 日野川水系漁業協同組合 団</p>	遊漁者	住所		氏名 年令 ()	<p style="text-align: center;">禁 止 漁 具 漁 法</p>
遊漁者	住所				
	氏名 年令 ()				

(ウ) 遊漁承認証に関する事項
 ことができるものとする事。
 (1) 組合は、(ニ)の(1)の承認をしたときは、次の様式による遊漁承認証(以下「承認証」という。)を交付するものとする事。

裏

<p>(4) 遊漁者は、漁場監視員の要求があつたときは、承認証を提示し</p> <p>(3) 承認証は、他人に貸与してはならないものとする事。</p> <p>(2) 遊漁者は、遊漁をするときは、承認証を携帯しなければならな</p> <p>いものとする事。</p>	<p style="text-align: center;">注 意 事 項</p> <div style="text-align: center; margin-top: 100px;"> <table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">取 扱 者</td> <td style="padding: 5px;">印</td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">昭和 年 月 日発行</p>	取 扱 者	印
取 扱 者	印		

表

漁 場 監 視 員 証

下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。

氏 名	年 令
住 所	

有効期間

発行者

日野川水系漁業協同組合 印

- (四) 遊漁に際し守るべき事項
- (1) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならないものとする。
 - (2) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他者の迷惑となる行為をしてはならないものとする。
 - (3) 遊漁者は、別に公示する区域における川底を攪はんしてはならないものとする。
- (四) 漁場監視員
- (1) 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができるものとする。
 - (2) 漁場監視員は、次の様式による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

裏

注 意 事 項

- (五) 違反者に対する措置
- 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができるものとする。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。
- 4 遊漁規則の施行の日
昭和五十八年九月十九日
 - 四 1 漁業権者の住所及び名称
鳥取市湖山町南五丁目五四八
湖山池漁業協同組合
 - 2 漁業権の免許番号
内共第四号
 - 3 遊漁規則の内容
- (一) 目的

この規則は、湖山池漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第四号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつている水産動物（こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお及びえびをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(一) 遊漁の承認及び遊漁料の納付義務

- (1) 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならないものとする。
- (2) (1)による申請は、口頭でしなければならないものとする。
- (3) 組合は(1)による申請があつたときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（(1)の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は(四)の場合を除き、(1)の承認をするものとする。
- (4) (1)の承認を受けた者は、直ちに、(七)の遊漁料を(八)の方法により組合に納付しなければならないものとする。
- (5) (4)にかかわらず、鳥取市に住所を有する者については、この限りでないものとする。

(二) 漁具又は漁法の制限

- (1) 次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法による遊漁は行つてはならないものとする。

- ア さお釣り及び手釣り
- イ たも網

ウ 徒手採捕

- (2) (1)の場合において、船、いかだ等を用いてはならないものとする。

(四) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表下欄に掲げる期間内で行つてはならないものとする。

魚種	期 間
こい及びふな	七月十六日から翌年五月十四日まで
しらうお	五月一日から翌年三月三十一日まで

(五) 禁止区域

次の表の上欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表下欄の間中は、遊漁を行つてはならないものとする。

禁 止 区 域	禁 止 期 間
鳥取市金沢における長柄川河口から上流五百メートル及び同河口から右岸百五十メートル、左岸五十メートルの間の沖合百メートルの区域	一月一日から十二月三十一日まで
鳥取市金沢における忠魂碑と宇田川尻の枝川河口右岸を結ぶ線以内の区域	日まで
石がま	日まで
石がまの周辺十八メートルの区域	十月一日から十二月三十一日まで

(六) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ同表下欄に掲げ

る大きさのものは、これを採捕してはならないものとする。

魚 種	大 小
こ い	全長十五センチメートル以下
う なぎ	全長三十センチメートル以下

(七) 遊漁料の額

(1) 遊漁料の額は、次のとおりとするものとする。

期 間	遊 漁 料
年 間	一、〇〇〇円
一 日 限 り	一〇〇円

(2) (1)にかかわらず、次の表の上欄に掲げる者が遊漁する場合は遊漁料は、同表下欄に定めるものとする。

区 分	遊 漁 料
中学生以下の者及び七十歳以上の者	無 料
高校生及び身体障害者(手帳所持者に限る。)	年間 (1)の二分の一の額

(3) (1)及び(2)にかかわらず、(1)の(2)の方法により納付するときは、

(1)及び(2)の額に一〇〇円を付加して得た額とするものとする。

(八) 遊漁料の納付方法

(1) 遊漁料は、湖山池漁業協同組合事務所(鳥取市湖山町南五丁目

表

遊 漁 承 認 証

下記のとおり遊漁を承認する。

遊 漁 者	住所	年 令
	氏名	

承認期間
 漁 種
 漁具漁法
 遊漁区域
 遊 漁 料
 発行年月日
 発 行 者

湖山池漁業協同組合 ㊤

(九) 遊漁承認証に関する事項

(1) 組合は、(二)の遊漁料の納入を受けたときは、次の様式による遊漁承認証(以下「承認証」という。)を交付するものとする。

(2) (1)にかかわらず遊漁料は、遊漁する場合において漁場監視員に納付することができるものとする。

五四八)において納付しなければならないものとする。

裏

注 意 事 項

Blank box for the reverse side of the license.

- (2) 遊漁者は、遊漁をするときは、承認証を携帯しなければならないものとする。
- (3) 承認証は、他人に貸与してはならないものとする。
- (4) 遊漁者は、漁場監視員の要求があつたときは、承認証を提示しなければならないものとする。
- (H) 遊漁に際し守るべき事項
 - (1) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならないものとする。
 - (2) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならないものとする。
- (出) 漁場監視員
 - (1) 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができるものとする。

表

漁 場 監 視 員 証

下記の者は、当組合の監視員であることを証明する。

住 所
氏名年令

有効期間

発行年月日

発 行 者

湖山池漁業協同組合 ㊤

(2) 漁場監視員は、次の様式による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

裏

注 意 事 項

Blank box for the reverse side of the license.

(出) 違反者に対する措置

組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができるものとする。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

4 遊漁規則の施行の日

昭和五十八年九月十九日

五 1 漁業権者の住所及び名称

東伯郡羽合町大字上浅津一二三一二〇

東郷湖漁業協同組合

2 漁業権の免許番号

内共第五号

3 遊漁規則の内容

(一) 目的

この規則は、東郷湖漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第五号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となつてゐる水産動物（こい、ふな、ぼら、せいご、うなぎ、わかさぎ、しらうお及びえびをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(二) 遊漁の承認及び遊漁料の納付義務

- (1) 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならないものとする。
- (2) (1)による申請は、口頭でしなければならないものとする。

(3) 組合は(1)による申請があつたときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者(1)の承認を受けた者をいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は(四)の場合を除き、(1)の承認をするものとする。

(4) (1)の承認を受けた者は、直ちに、(五)の遊漁料を(六)の方法により組合に納付しなければならないものとする。

(5) (4)にかかわらず投網以外の漁具又は漁法によつて遊漁する場合は、倉吉市、羽合町、泊村、東郷町、三朝町、北条町及び大栄町に住所を有する者については、この限りでないものとする。

(三) 漁具又は漁法の制限

(1) 次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法による遊漁は行つてはならないものとする。

ア さお釣り及び手釣り（引懸（ゾロ）を除く。以下同じ。）

イ たも網

ウ 投網

エ 徒手採捕

(2) (1)の場合において、船、いかだ等を用いてはならないものとする。

(四) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ同表下欄に掲げる期間内で行つてはならないものとする。

(四) 禁止区域

次の表の上欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表下欄の期間中は、遊漁を行つてはならないものとする。

魚 種	期 間
こい及びふな	七月十六日から翌年五月十四日まで
わかさぎ	十月一日から翌年四月三十日まで
しらうお	十一月一日から翌年四月三十日まで

(五) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ同表下欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならないものとする。

禁 止 区 域	禁 止 期 間
東伯郡東郷町における東郷川河口から上流百八十メートルの区域	一月一日から三月三十一日まで及び七月十五日から七月三十一日まで
東伯郡羽合町大字橋津字拾屋敷三九四(東郷池尻右岸)と同地点から真方位二百七十六度の線と対岸との交点を結んだ線から下流の区域	一月一日から十二月三十一日まで

魚 種	大 小 大 小
こ い	全長十五センチメートル以下
う な ぎ	全長三十センチメートル以下

(七) 遊漁料の額

(1) 遊漁料の額は、次のとおりとするものとする。

漁具又は漁法	期 間	遊 漁 料
	年 間	
さお釣り、手釣り、たも	年 間	一、〇〇〇円
	一日限り	一、〇〇〇円
投網	年 間	一〇、〇〇〇円

(2) (1)にかかわらず、投網以外の漁具又は漁法による場合であつて、次の表の上欄に掲げる者が遊漁する場合の遊漁料は、同表下欄に定めるものとする。

区 分	遊 漁 料
中学生以下の者及び七十歳以上の者	無 料
高校生及び身体障害者(手帳所持者に限る。)	年間 (1)の二分の一の額

(八) 遊漁料の納付方法

- (1) 及び(2)にかかわらず、(八)の(2)の方法により納付するときは、(1)及び(2)の額にその一割を付加して得た額とするものとする。
- (1) 遊漁料は、東郷湖漁業協同組合事務所(東伯郡羽合町大字上浅津二二三―二〇)において納付しなければならないものとする。
- (2) (1)にかかわらず遊漁料は、遊漁する場所において漁場監視員に

裏

表

注 意 事 項

No.

遊 漁 承 認 証

下記の通り遊漁を承認する。

遊 漁 者	住所		年 令
	氏名		

承認期間 自昭和 年 月 日
至昭和 年 月 日

漁 種

漁具 漁法

遊 漁 料

交付年月日

発行者 東郷湖漁業協同組合 印

(九) 遊漁承認証に関する事項

納付することができるものとする。

(1) 組合は、(二)の遊漁料の納入を受けたときは、次の様式による遊漁承認証(以下「承認証」という。)を交付するものとする。

(2) 遊漁者は、遊漁をするときは、承認証を携帯しなければならないものとする。

(3) 承認証は、他人に貸与してはならないものとする。

(4) 遊漁者は、漁場監視員の要求があつたときは、承認証を提示しなければならないものとする。

(十) 遊漁に際し守るべき事項

(1) 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならないものとする。

(2) 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならないものとする。

(十一) 漁場監視員

(1) 漁場監視員は、この規則の施行に關して必要な指示を行なうことができるものとする。

(2) 漁場監視員は、次の様式による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

(四)

違反者に対する措置
組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる

裏

注 意 事 項

Blank area for the reverse side of the certificate.

表

No.

漁 場 監 視 員 証

下記の者は、当組合の監視員であることを証明する。

住所	
氏名	

有効期間

発行年月日

発行者 東郷湖漁業協同組合 印

4

ものとすること。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとすること。
遊漁規則の施行の日
昭和五十八年九月十九日